

SAGA JAM 2028 | SAGA GREEN JAM 2028 ロゴマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、SAGA JAM 2028（山の博覧会）及び SAGA GREEN JAM 2028（第44回全国都市緑化フェア from SAGA）（以下「フェア」という。）のロゴマーク等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の規格)

第2条 ロゴマーク等の規格は、別紙1または2に定めるデザインガイドラインのとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマーク等は、両イベントを広く周知・広報する目的で制作されるパネル、チラシ、ポスター、ホームページ、新聞、テレビ、SNS等の媒体において使用することができるものとする。

(使用承認等)

第4条 営利目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、「ロゴマーク等使用承認申請書」（様式第1号）を作成し、オンライン申請フォームにより、山の博覧会に係るものは佐賀県山博・緑化フェア事務局長（以下「事務局長」という。）に、フェアに係るものはフェア実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

非営利目的でロゴマーク等を使用しようとする者については、前項の規定の申請書（様式第1号）の提出は不要とする。ただし、オンライン届出フォームにより、使用内容を届け出るものとする。

2 営利目的でロゴマーク等を使用する場合の承認の可否については、「ロゴマーク等使用承認通知書」（様式第2号）又は「ロゴマーク等使用不承認通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関が、報道を目的としてロゴマーク等を使用する場合であって、報道の即時性その他の理由により届出を行うことが困難であるときは、佐賀県山博・緑化フェア事務局またはフェア実行委員会事務局への連絡をもって代えることができる。

(使用の条件)

第5条 ロゴマーク等は、次の各号のすべてを満たす場合に使用することができるものとする。

- (1) 両イベントの周知及び広報に資するものであること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的とした使用でないこと。
- (3) 特定の個人又は団体の売名を主たる目的とした使用でないこと。
- (4) 両イベントのイメージ又は品格を損なわず、正しい理解を妨げるおそれがないこと。
- (5) 別紙1または2その他この要領に定める事項に従って使用すること。
- (6) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (7) ロゴマーク等を使用する者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) その他、会長又は事務局長が適当と認めるものであること。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマーク等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 営利目的でロゴマーク等を使用する場合は、別紙1または2に定める使用ルールを遵守した上で、ロゴマーク等との関連が明確に認識できる位置に、「SAGA JAM 2028（SAGA GREEN JAM 2028）を応援しています。」などの応援文言を表示すること。
- (2) 別紙1または2に基づき、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) 営利目的でロゴマーク等の使用の承認を受けた者は、承認された用途にのみ使用

すること。

(4) ロゴマーク等を、第三者に譲渡又は貸与してはならない。

(変更承認等)

第8条 営利目的でロゴマーク等の使用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、「ロゴマーク等使用内容変更承認申請書」(様式第4号)を作成し、オンライン申請フォームにより、山の博覧会に係るものは事務局長に、フェアに係るものは会長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

2 営利目的でロゴマーク等を使用する場合の変更承認の可否については、「ロゴマーク等使用内容変更承認通知書」(様式第5号)又は「ロゴマーク等使用内容変更不承認通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

(承認の取消し及び使用中止)

第9条 会長または事務局長は、ロゴマーク等の使用がこの要領又は承認内容(営利目的による使用の場合に限る。)に違反していると認めるときは、当該承認を取り消し、又はロゴマーク等の使用の中止を命ずることとする。

2 前項の承認の取消しは、「ロゴマーク等使用承認(使用内容変更承認)取消通知書」(様式第7号)により通知するものとする。

3 前2項の規定により、承認を取り消された者は、承認の取消しがあつた日以降、ロゴマーク等の使用や営利活動をしてはならないものとする。

4 佐賀県山博・緑化フェア事務局またはフェア実行委員会事務局は、使用を取り消された者に生じる経費(回収費用、成果品の作成費用等)及び損害について、一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第10条 ロゴマーク等の使用により使用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、佐賀県山博・緑化フェア事務局またはフェア実行委員会事務局は一切の責任を負わないものとする。

2 ロゴマーク等を使用した物品、サービスその他の活動に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用において解決するものとし、佐賀県山博・緑化フェア事務局またはフェア実行委員会事務局に損害又は迷惑を及ぼしてはならないもの

とする。

- 3 ロゴマーク等の使用に際し故意又は過失により佐賀県山博・緑化フェア事務局及びフェア実行委員会事務局に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないものとする。

(報告義務)

第11条 ロゴマーク等を使用する者は、会長または事務局長の求めがあったときは、ロゴマーク等の使用状況及び使用実績について報告しなければならないものとする。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、佐賀県山博・緑化フェア事務局またはフェア実行委員会事務局が行うものとする。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月14日から施行する。